

配食サービス利用に係る注意事項

《弁当代金及び給食業者について》

- ・弁当代、給食業者などは「配食サービス事業給食業者一覧」で確認してください。
- ・この事業に要する経費として、社会福祉協議会（蟹江町役場）が1食につき270円（委託料）を負担しています。
- ・当初の申請時には、給食業者（1社のみ）を選んでいただきます。
- ・給食業者の変更は、1か月（月単位）で変更可能です。
その際は、希望する月の10日前までに、直接給食業者に連絡して下さい。
（月の途中からの変更はできません。）

《弁当の配達について（お昼のお弁当の配食サービスです）》

- ・配食可能日は、月曜日～金曜日週5日を限度としてご希望の日に自宅まで配達します。
- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の配達は、行いません。
- ・利用する日の午前9時30分から正午までに、安否を確認すると共にご本人に配達します。
- ・弁当が届くまでは、必ず自宅にいてください。不在だった場合弁当は処分します。

《キャンセルの方法》

- ・キャンセルの方法は、配食サービス事業給食業者一覧を確認して、直接給食業者へ連絡してください。

連絡なくキャンセルされた場合は、弁当代金と270円（委託料）を加算した額を徴収させていただきます。
お弁当はお渡しできません。

※キャンセル方法以外のキャンセルが続くようであればサービス利用をお断りさせていただきます場合があります。

《弁当の受領確認について（お願い）》

- ・月末に給食業者が裏面の「配食受領確認書」を持参し、配食サービスの受領を確認しますので、その際は、内容を確認し自署していただきますようお願いいたします。

住所・世帯状況の変更がある場合は、必ず社会福祉協議会へ連絡してください

配食受領確認書

蟹江町社会福祉協議会長 様

令和 年 月分

利用者番号	氏名	配食数

内 訳	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

○印が利用日

利用日を確認していただきましたら、自署のうえ給食業者にお渡してください。

私は、上記について確認をしました。氏名 _____